

令和 6年 12月 20日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

1月の「もっけん」たより

◎ 年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら下記期間は年末年始休業とさせていただきます。ご不便をおかけ致しますが、よろしくお願い申し上げます。

令和6年12月30日(月)～令和7年1月3日(金)

◎ 健康保険の資格確認の方法が変更されました

資格確認は資格喪失後受診などを防止するため、医療機関が行うチェックです。

なお、この確認方法が令和6年12月2日から次の方法に変更されましたのでご注意ください。

- ① なりすまし受診などを防止するため、マイナンバーカードに健康保険証の機能を登録(マイナ保険証)することにより電子資格確認が可能となりました。
※高額療養費制度の限度額以上の自己負担をすることがありません。
※転職や退職した場合、保険証を変更する必要がありません。
- ② マイナ保険証を所有していない方には「資格確認書」を発行し、これを窓口で提示していただきます。

なお、従来の健康保険証は原則即日交付が可能でしたが、廃止後は住民票データや他の保険者データ等との厳重なチェックを行うため、「マイナ保険証」の利用や「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の発行までに約5日程度かかります。

※マイナ保険証の利用は「資格情報のお知らせ」が届いてからお願いします。

◎ すぐに医療機関を受診したい場合

「資格証明書」があれば受診が可能です。

なお、この証明書は事業主が発行することができますので、緊急の場合は当健保組合ホームページに掲載された様式をご利用ください。

※各種手続き ➡ 申請書一覧 ➡ 保険証・適用に関する書式 ➡ 資格証明書